

資料 4

父親の家事・育児参画促進のための家族体験型イベントに関する業務委託 企画提案競技審査会要領

1 目的

この要領は、父親の家事・育児参画促進のための家族体験型イベントに関する業務委託の受託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査会の設置

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課（以下「次世代・女性活躍支援課」という。）内に審査会を設置する。事務局は、同課子育て支援チームに置く。

3 審査員

- (1) 審査会の審査員は、次の者をもって構成する。
 - ①次世代・女性活躍支援課長
 - ②次世代・女性活躍支援課長が指名する者2名
- (2) 審査会長は、次世代・女性活躍支援課長をもって充てる。
- (3) 審査会長は、審査会を統括し、審査会を代表する。

4 審査の実施方法

提出された会社概要、企画提案書、経費見積書、その他の書類、及び企画提案者によるプレゼンテーションにより審査を実施する。

5 審査の評価方法等

- (1) 評価方法
 - ① 審査員ごとに、別添「企画提案競技評価票」を用い評価する。
 - ② 評価は、評価項目それぞれについて(2)の評価基準により、評価項目ごとに掲げる(3)の重要度に応じた係数を乗じ評価点を算出して行うものとする。
 - ③ 評価点の合計点は、300点満点（各審査員100点満点）とする。
- (2) 評価基準

5段階評価	評価基準
5	企画提案の内容が特に良い
4	企画提案の内容が良い
3	企画提案の内容が普通である
2	企画提案の内容がやや劣る
1	企画提案の内容が劣る

(3) 重要度に応じて乗じる係数

次の観点により、評価項目ごとに設定する。

乗じる係数	観点
3	特に重要度が高い項目
2	重要度が高い項目
1	上記以外

(4) 評価項目等

評価項目の分類、評価のポイント及び(3)の係数を適用する評価項目は別添「企画提案競技評価票」のとおり。

(5) 事務局による算出

「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組については、事務局において評価点を算出する。

評価項目	設定区分例		配点				
	大区分	小区分					
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3	最大 5		
		2.00%以上		4			
		3.00%以上		5			
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5			
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以上の企業	女活法 ※2	各	最大 0.5		
			次世代法 ※2	0.25			
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	最大 3		
			ブラチナえるぼし	2			
			くるみん	1.5			
			ブラチナくるみん	2			
			若者雇用促進法 ※2	ユースエール		0.5	
秋田県知事表彰の受賞		女性活躍・両立支援企業表彰 ※3	各 0.5	最大 1			
		女性の活躍推進企業表彰 ※3					
		子ども・子育て支援知事表彰 ※3					
		男女共同参画社会づくり表彰					

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼし

チャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

- ※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

6 基準点

基準点は、180点とする。

7 受託候補者の選定

- (1) 上記5により算出した評価点の合計点が基準点（180点）に達している者に対し、点数の高い順に順位を付ける。
- (2) 点数が同じ者があった場合には、審査員が協議し最終的な順位を決める。
- (3) 1番の順位の者を受託候補者として選定する。